

令和 6 年 3 月 29 日
国自基第 218 号

一般社団法人日本自動車工業会 会長 殿

国土交通省 物流・自動車局 車両基準・国際課長



「トラックの車両内ベッドの設計上の配慮事項等について」の制定について

トラック等自動車運転者の就労実態等を踏まえて策定された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）においては、運転者が 2 人乗務する場合に最大拘束時間を延長することができる特例（以下「2 人乗務特例」という。）が設けられているところ、令和 4 年 9 月 27 日の労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会の報告を踏まえ告示された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件」（令和 4 年厚生労働省告示第 367 号。）により、令和 6 年 4 月 1 日からは、改正後の改善基準告示が適用される。これにより、自動車運転者の拘束時間等が見直されることとなったほか、2 人乗務特例についても見直しが行われ、トラック運転者は、運転交代時の走行中を含み、厚生労働省労働基準局長の定める要件を満たす車両内ベッドで休息した場合には、更なる拘束時間の延長が認められることとなった。

一方、現在、車両内ベッドのシートベルト等安全性の確保のための国連基準は定められておらず、日本においても同様である。

これらを踏まえ、今般、別添のとおり「トラックの車両内ベッドの設計上の配慮事項等について」を定めたので、今後は、当配慮事項等に基づいた設計・開発を行うとともに、車両内ベッドの使用条件や注意事項等についての使用者への周知を徹底するよう貴会傘下会員に対し周知・徹底を図られたい。

以上